

## 物品の売買契約書

物品の売買について、契約責任者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川 能嗣 を甲とし、販売者 \_\_\_\_\_ を乙として次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的および契約金額)

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、別紙1に掲げる物品（以下「物品」という。）を売り渡すものとする。

契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(うち消費税および地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円)

2 前項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(納入期限、納入場所および契約保証金)

第2条 納入期限、納入場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成30年3月28日(水)
- (2) 納入場所 滋賀県立大学 工学部 C4-210 (滋賀県彦根市八坂町2500)  
滋賀県立大学 地域ひと・モノ・未来情報研究センター  
(滋賀県彦根市八坂町2500)  
環びわ湖大学・地域コンソーシアム  
(滋賀県大津市末広町1-1 日本生命大津ビル4階)
- (3) 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円

(検査および引渡し)

第3条 甲は、乙から物品を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を行うものとし、当該検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約金額の支払)

第5条 甲は、前条の検査に合格した物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求書を受領した月の翌月末までに契約金額を支払うものとする。

2 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(危険負担)

第6条 第3条の引渡しの完了前までに甲の責に帰することができない理由により本件物品が毀損または滅失したときの危険は、乙が負担する。

(瑕疵担保責任)

第7条 乙は、当該引渡しを受けた物品にかくれた瑕疵があったときは、その補修、取替えまたは、損害賠償の責めを負うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、契約金額に対し納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、第1項の延滞違約金のあるときは、これを第1条の契約金額および第2条の契約保証金から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合、または債権のうち売掛債権に限り信用保証協会および中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し譲渡する場合については、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰する事由により、納入期限内に物品が納入されなかったとき、または納入される見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

(3) 乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第11条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、前

条第3号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第12条 乙は、この契約の履行に当たり第10条第3号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(物品納入時等の自動車の使用)

第13条 乙は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用および物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第15条 甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(その他の事項)

第16条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)、その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 契約責任者 滋賀県彦根市八坂町2500  
公立大学法人滋賀県立大学  
理事長 廣川 能嗣

印

乙 販 売 者

印



平成 29 年度

滋賀県立大学  
地域ひと・モノ・未来情報研究センター  
テレビ会議システム整備

要求仕様書

平成 30 年 2 月

公立大学法人滋賀県立大学

- 1 調達背景及び目的
- 2 本調達における注意事項
- 3 総則
  - 3.1 一般的事項
  - 3.1 設置場所
- 4 機器の仕様および数量
  - 4.1 テレビ会議システム本体 ①(親機)
  - 4.2 テレビ会議システム本体 ②(子機)
  - 4.3 多地点ライセンス
  - 4.4 増設マイク
  - 4.5 50型モニター
  - 4.6 ディスプレイスタンド
- 5 配線および設置調整
- 6 その他特記事項
- 7 納品等について
- 8 その他

## 1 調達背景及び目的

この要求仕様書（以下、仕様書という。）は、滋賀県立大学地域ひと・モノ・未来情報研究センター（以下、ICTセンターという。）が開講する副専攻を、テレビ会議システムを利用した遠隔授業で行うために必要なテレビ会議システムの仕様を定めたものである。

## 2 本調達における注意事項

今回の調達にあたり、注意しなければならないことについて以下に列挙する。

(1) 本調達には、物品（ハードウェアおよびソフトウェア）のみならず、それらの機器が本学指定の状態状態で障害なく動作するための、設置・設定に際し必要となる全ての作業や更新後の一部ハードウェア保守が含まれる。したがってこれら役務に関わる事項についても考慮の上で入札を行うこと。なお本仕様書に一致しない物品の納品や設定が認められた場合、検収を行わないので注意すること。またこの際、現状に復元するための費用については納入事業者において負担すること。

(2) 本調達にはテレビ会議システム・ディスプレイ・マイク・ディスプレイスタンド等を含むが、これら機器等の設置場所については本学の指示に従うこと。またこれらの機器を動作させるために必要な電源およびLANケーブルは、本学が指定する電源、LANケーブルを利用することとし、あらたな設備の工事は認めない。

(3) 本仕様書に記述された機能要件を実現するために、さらに必要な機能および設備が必要であると判断される場合には、本調達に含めること。

(4) 提案する機器・ソフトウェアは入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない物品により応札する場合には、技術的要件を満たすこと、および納入期限までに製品化され、納入できることを証明する書面を提出すること。

(5) 提案物品のうち、納入期限までにバージョンアップ版の出荷が予想されるハードウェアまたはソフトウェアがある場合、その予定時期等が記載された資料を提出すること。

## 3 総則

### 3.1 一般的事項

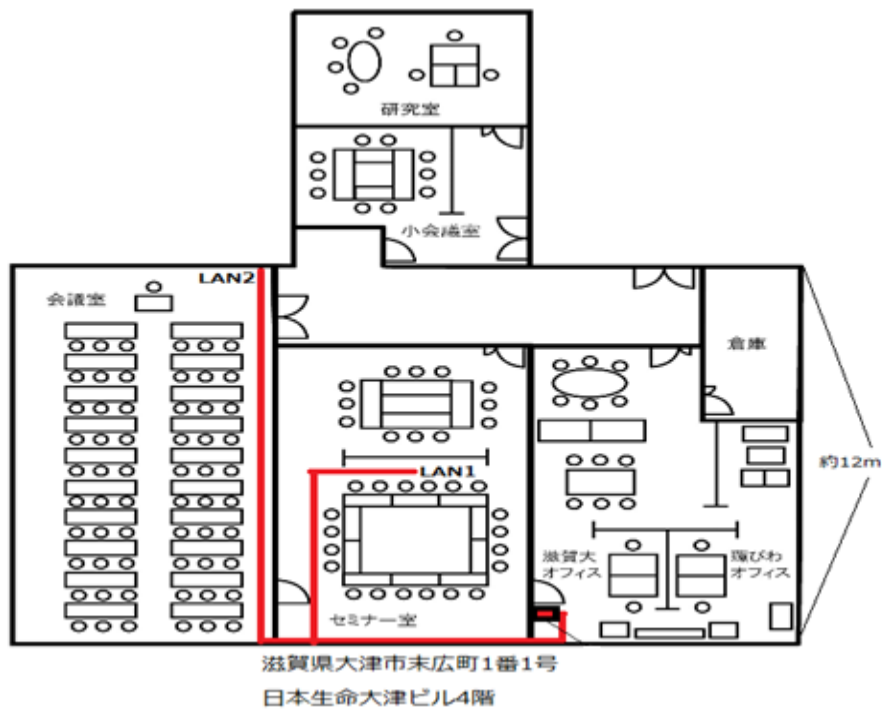
- (1) 本学 工学部 C4-210と、環びわ湖大学・地域コンソーシアム、地域ひと・モノ未来情報研究センターをテレビ会議システムで接続し、遠隔授業やテレビ会議を行える環境を構築するものである。
- (2) 必要なLANは、各拠点にUTPケーブルを1本、本学にて用意する。希望者については本学指定の期日にて現地調査の機会を提供する。
- (3) 電気コンセント、給電容量、基幹LANのネットワークコンセント等は既存の機器

以上に追加することはできない。

- (4) ハードウェア、ソフトウェアにおいて、「同等品不可」、「指定品」の記載が無いものは同等品可とする。
- (5) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、本学指定期日までに担当者の指示または承認を受けること。

### 3.1 設置場所

- (1) 本学 工学部 C4-210 (親機) (彦根市八坂町2500)
- (2) 本学 地域ひと・モノ・未来情報研究センター (子機) (彦根市八坂町2500)
- (3) 環びわ湖大学・地域コンソーシアム (子機) (大津市末広町1番1号日本生命大津ビル4階) フloor図は以下のとおり。図中の「LAN1」「LAN2」に、UTP ケーブル敷設し、利用できるようにする。



## 4 機器の仕様および数量

### 4.1 テレビ会議システム本体 ①(親機)

- (1) 数量  
① 本体 ① : 1 台
- (2) 機器の仕様 (基準品: PPRPG-500HDE4T)



- ① 本体とカメラ部がセパレート型のビデオ会議システムであること。
- ② カメラケーブルは(端子 mini-HDCI-HDCI) 10m 迄延長出来る事。
- ③ 通信標準化方式は ITU-T H. 323、IETF SIP に対応していること。
- ④ 最大通信データレートは6Mbps 以上であること。
- ⑤ 映像品質は1080p 60fps・1080p 30fps・720p 60fps・720p 30fps・4SIF/4CIF60、4SIF/4CIF30、SIF/CIF、QSIF/QCIF、w288p、w448、w576p に対応していること。
- ⑥ 音声圧縮符号化方式は3.4kHz : G. 711、G. 728、G. 729A / 7kHz : G. 722、G. 722. 1 PolycomSiren/14kHz、22kHz に対応していること。
- ⑦ コンテンツ送受信規格は H. 239 Polycom People+Content であること。
- ⑧ Polycom People+Content IP に対応していること。
- ⑨ コンテンツ解像度は1080p および720p に対応していること。
- ⑩ カメラ部は12倍ズーム以上、電動パンチルトに対応していること。
- ⑪ マイクスピーカー及び操作用リモコンを有すること。  
拡張マイクとして最大 4 個迄連結増設可能である事。  
リモコンは充電式で USB 給電が可能である事。
- ⑫ 内蔵 MCU 機能は720p30 HD 画質同時接続拠点数で6拠点迄に対応していること。
- ⑬ コンテンツビデオ入力は VGA/HDMI に対応していること。
- ⑭ ビデオ出力は HDMI×2系統以上であること。
- ⑮ 音声出力を2系統以上有すること。
- ⑯ 外部マイク音声入力を有すること。
- ⑰ ネットワークインターフェースは10/100/1000 Base-T : RJ-45であること。
- ⑱ USB ポートを2以上有する事。
- ⑲ RS-232ポートを有する事。

## 4.2 テレビ会議システム本体 ②(子機)

### (1) 数量

- ① 本体 ② : 2台

### (2) 機器の仕様 (基準品 : PPRPG-310HDE4F)

- ① 本体とカメラ部がセパレート型のビデオ会議システムであること。
- ② 通信標準化方式は ITU-T H. 323、IETF SIP に対応していること。
- ③ 最大通信データレートは3Mbps 以上であること。
- ④ 映像品質は1080p 60fps・1080p 30fps・720p 60fps・720p 30fps・4SIF/4CIF60、4SIF/4CIF30、SIF/CIF、QSIF/QCIF、w288p、w448、w576p に対応していること。
- ⑤ 音声圧縮符号化方式は3.4kHz : G. 711、G. 728、G. 729A / 7kHz : G. 722、G. 722. 1 PolycomSiren/14kHz、22kHz に対応していること。
- ⑥ コンテンツ送受信規格は H. 239 Polycom People+Content であること。
- ⑦ Polycom People+Content IP に対応していること。
- ⑧ コンテンツ解像度は1080p および720p に対応していること。
- ⑨ カメラ部は4倍ズーム以上、電動パンチルトに対応していること

- ⑩ マイクスピーカー及び操作用リモコンを有すること  
拡張マイクとして最大2個迄増設可能である事。  
リモコンは充電式でUSB給電が可能である事。
- ⑪ コンテンツビデオ入力はVGA/HDMIに対応していること。
- ⑫ ビデオ出力はHDMI×1系統以上であること。
- ⑬ 音声出力を1系統以上有すること。
- ⑭ 外部マイク音声入力を有すること。
- ⑮ ネットワークインターフェースは10/100/1000 Base-T : RJ-45であること。
- ⑯ USBポートを2以上有する事。
- ⑰ RS-232ポートを有する事。

### 4.3 多地点ライセンス

- (1) 数量
  - ① 本体 : 1台
- (2) 機器の仕様 (基準品 : PPRPG-MP-LKEY )
  - ① 4.1用テレビ会議システムMCUライセンスであること。

### 4.4 増設マイク

- (1) 数量
  - ① 本体 : 5台
- (2) 機器の仕様 (基準品 : PPRPG-MIC )
  - ① 4.1用テレビ会議システム用マイクフォンであること。

### 4.5 50型モニター

- (1) 数量
  - ① 本体 : 3台
- (2) 機器の仕様 (基準品 : LC-50U45 )
  - ① 画面サイズは50V型ワイドであること。
  - ② 画素数は3,840×2,160画素以上であること。
  - ③ 接続端子はHDMI入力端子×4以上、AV入力(黄:映像、赤:右音声、白:左音声)×1以上、PC入力(ミニD-Sub15ピン)×1以上、USB端子×1以上、LAN端子×1以上を有すること。
  - ④ 音声実用最大出力(JEITA)は20W(10W+10W)以上であること。

## 4.6 ディスプレイスタンド

(1) 数量

- ① 本体 : 3台

(2) 機器の仕様 (基準品: PH-915)

- ① 幅 780 × 奥行き 660/835 × 高さ 1679 (mm) のディスプレイスタンドであること。
- ② 1-5のモニターを取付可能であること。
- ③ モニターの角度調整は前方5度・12度、後方7度・14度以上であること。
- ④ テレビ会議用のカメラのスタンドを有し、ディスプレイの上部にレイアウト出来るよう設置可能であること。
- ⑤ 専用の棚板を1台有すること。
- ⑥ 本体内部に配線処理が可能であること。
- ⑦ 壁寄設置が可能であること。

## 5 配線および設置調整

- ① 設置場所の情報コンセントよりテレビ会議システムまでCat5eケーブルを必要分配線すること。
- ② 電源については既設のコンセントより必要な長さのテーブルタップ(4個口E付)を配線すること。
- ③ 本学のネットワーク接続に必要な情報を打ち合わせし設定すること。
- ④ 3か所其々及び他地点接続時の映像音声試験を行うこと。

## 6 その他特記事項

- ① 上記更新および設置機器は、上記同等品またはそれ以上の機能を有する機器であること。
- ② 見積には配線・取付・調整費用、現場管理費用、関係経費を含むこと。
- ③ 日本語版システムマニュアルを1部提供すること。
- ④ 設置完了報告書を1部提出すること。
- ⑤ 職員対象説明会を最低1回行うこと。
- ⑥ 製品保証(1年間)以外にオンサイト保守に加入可能である事。(オンサイト保守は年額更新である事。)
- ⑦ 保守契約時はオンサイトサポート窓口を要している事。

## 7 納品等について

- (1) 保証書、ライセンス証書等、ハードウェアやソフトウェアに関する各種書類、その他マニュアル、取り扱い説明書、および付属品（オプションパーツ等）については、地域ひと・モノ・未来情報研究センターに納品すること。
- (2) 保証書、ユーザ登録書等については、販売者印の押印等必要な処置をとること。また、ユーザ登録の手続を本学に代行して行うこと。

## 8 その他

- (1) 作業中に発生した問題点、要望は作業管理者がまとめて管理し、適宜報告すること。
- (2) 情報保護等以下に示す情報保護措置を行うこと。
  - ・受注者は、業務を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。
  - ・本学の許可なくシステムから個人情報を取得してはならない。また、個人情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。
- (3) その他  
上記以外に必要と考えられる設備については本調達に含めること。

<以上>

## 誓 約 書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、公立大学法人滋賀県立大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学理事長が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

### 記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)